



支部長就任のご挨拶

兵庫県行政書士会東播支部
支部長 渡邊 尚樹



晩夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝にて業務にお励みの事とお喜び申し上げます。この度、平成31年4月に開催されました第59回兵庫県行政書士会東播支部定時総会におきまして、本年度東播支部の支部長に選任されました。まだまだ若輩者でございますが、東播支部の更なる発展に少しでも貢献できますよう、今まで支部全員で築き上げられた歴史を大切にしつつ、新しい時代のスタートにふさわしい活力ある支部を目指し努力して参りますので、何卒よろしくお願ひ致します。

さて、本年度とほぼ同じくして、新しい元号がスタート致しました。非常に印象的だったのは、お祝いムード溢れる改元となった事です。これには

様々な方の深い思慮の中、変化を選択された素晴らしい結果であったと感じました。

我々の支部に目を向けますと、来年度におきましては、東播支部創立60周年を迎えることとなります。このような大きな節目を迎える中で職を務めさせて頂く事につきまして、大きな感謝と共にその責務の重さに身が引き締まる思いを感じております。

新しい令和の時代、さまざまな分野、場所、環境などにおいて、今後も更に大きな変化の波が押し寄せてくるでしょう。そのような中、行政書士として、すべての人にとって幸多き時代になることを願いながら、支部全員一丸となって、変化を恐れず新しい一步を踏み出して参りたいと思います。

今後につきましても、会員の結束の強化、組織力の充実に努めると共に、活力ある支部を目指し、1人でも多くの会員の皆様が様々な事業に出席していただけるよう、全力で取り組む所存でございますので、皆々様のなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

行政書士は、たよれる街の法律家

第59回東播支部定時総会

萬浪 弘三

平成31年4月20日(土)16:00より「西脇ロイヤルホテル」において、第59回兵庫県行政書士会東播支部定時総会が開催されました。

定刻にいたり横山壽人会員司会のもと、橋本一弘副支部長による開会の言葉に続き、村上周造支部長があいさつを述べました。その後、前年度行政書士会東播支部会員の物故者に対する黙とうをささげました。

次に、来賓である藤井比早之衆議院議員、濱西



令和元年度・兵庫県行政書士会会长選挙を終えて

選挙管理員・野間清史

令和元年度・兵庫県行政書士会会长選挙が、期日前投票日時:5月20日(月)13:30~15:30。本投票日時:5月21日(火)10:00~16:00の日程で、東播支部は西脇市茜が丘複合施設ミライエ会議室1A・1Bを投票所として実施されました。

平成30年11月より選挙管理委員会において、各支部での投票所の選択及び有権者の確認方法並びに投票箱の保管方法や送付方法等について相互確認を重ねてまいりましたが、お陰様で滞りなく投票は終了し投票箱等の発送も無事に済ませ、後は第61回定期総会当日の開票作業を残すのみとなりました。

第61回定期総会開会中の5月24日(金)14:00~17:00の間に会場内別室にて、開票立会人5名の立会いのもと、開票、有効票及び無効票の確認、集計等が行われ2名の立候補者の得票数が確定し、総会の承認を得て大口晋会員が新会長に就任されました。

初めて会長選挙実施に携わらせて頂き、どう進めるのか迷い、考えながら進めてまいり

喜生北播磨県民局長、村上豪彦兵庫県行政書士会会长より祝辞をいただきました。

議事に移り、吉井敏恭会員が議長に選出され、議長より東播支部会員総数77名、会場出席者28名、委任状出席者32名、計60名により定員数を満たし、本総会が有効に成立した旨の宣言がありました。

議案第1号・第2号(平成30年度事業報告及び会務報告の件、平成30年度決算報告並びに監査の件)、議案第3号、第4号(平成31年度事業計画(案)の件、平成31年度収支予算(案)の件)は、執行部より説明がなされ質疑応答の後、満場異議なく承認可決されました。その後、議案第5号(平成31年度役員選任について)では新支部長に渡邊尚樹会員が選任され、また新たな支部役員も決定しました。

総会後は出席会員で記念撮影を行ったあと、懇親会が催されました。

懇親会では和やかな雰囲気の中、若手会員とベテラン会員の情報交換が行われ、より一層の交流が深まりました。

ましたが、東播支部会員各位のご指導ご協力を賜り無事終了する事が出来ました事、心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。



『改正消費税、民法(相続関係)改正について』研修会に参加して

横山 壽人

平成31年2月26日(火)、西脇市薙が丘複合施設Miraieにて、東播支部研修会が行われました。2部構成で、1部は西脇税務署から統括国税調査官の大西輝彦氏をお迎えし、「改正消費税」について、2部では神戸支部会員の山野浩氏から「民法(相続関係)改正について」のお話と質疑が行われ、いろいろな意見が出されました。

改正消費税についてですが、令和元年10月から消費税が8%から10%に引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が始まります。この軽減税率制度はお酒や外食を除く飲食料品(定期購読の新聞も)の売却・購入に關



しては税率が8%のままというのですが、具体例として、大西氏から「コンビニで弁当等を買うとき、持つて帰ったら8%で、イートインで食べたら外食扱いになり10%になる」と説明されました。この説明に対し、「持つて帰ると言って買った弁当をイートインで食べたらどうなるのか」と質問が出され、大西氏いわく「持ち帰りか外食かの判断はレジでの決済時に決まるので、その場合は8%になる」とのことでした。

また、事業者の観点から見ると、税率引き上げの4年後の2023年10月に導入されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)により、免税事業者(売上高1,000万円以下)からの仕入れが不利に扱われ、企業間の取引から排除されるかもしれませんと話になりました。これはしっかり内容を理解しておく必要がありそうです。

2部では主に相続関係に関わる民法の改正点についての話でしたが、とにかくいろいろ変わるなという印象でした。

元号も令和に変わり、我々行政書士も時代の変化に対応していくかなくてはならないなと思わされた研修でした。

今日は支部無料相談会

鈴木 隆文

令和元年6月19日(水)今日は支部無料相談会の担当が当たっているので、午後1時すぎに事務所を出て相談会場に向かいました。今回から相談会場が加東市のショッピングセンターから多可町役場に変更になっています。曜日も今までの土曜日から水曜日に変更になっているので、全てが新しくなり、実際に令和元年の新スタートです。

昨年10月に完成した多可町役場の1階多目的コーナーに行くと、真新しいテーブルと4つの椅子があり、既に相方の担当者が準備万端整え、相談者を迎えるところでした。今回は相談予約が2件あり早速相談を受けました。今回の相談会場は多可町役場1階の西の端にあり南側は一面の窓になっており、大変明るく開放的な場所で、そこを2枚のパーテーションで囲ってあります。今までの支部相談会場は西脇市に始まり加西市、加東市と移ってきており、今回から東播支部でも北端の地区である多可町での開催が決まり楽しみにしていました。今回は3件の相談があり全て相続関係の相談でしたが、やはり年配の相談者にとっては親の相続、自分から子どもへの相続が一番の関心事

であるようです。

また、相談者が『町のケーブルテレビで無料相談会の開催を放送していたのを見て来ました』と言わっていました。

今後、このようにテレビを見て知った人が多く来られるのではないかと思い、来月からの担当者の活躍を期待します。



民法改正 ますます高齢化が進むとともに

社会の高齢化、多様化に対応するため、平成30年7月に従来の相続法制を見直す『民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律』と『法務局における遺言書の保管等に関する法律』が成立しました。昭和55年に改正されて以来約40年ぶりの大改正となります。今回の改正では、様々な制度が見直されるとともに、配偶者居住権等新しい制度が設けられました。

これらの改正は、順次施行されますが、令和元年8月現在では、平成31年1月13日に、令和元年7月1日に婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置、預貯金払戻し制度の創設、遺留分制度の見直し、特別の寄与の制度の創設等が施行されています。

以下、すでに施行されている制度について解説します。

① 自筆証書遺言方式の緩和

これまで自筆証書遺言は、添付する目録も含め、すべて自書して作成しなければなりませんでした。その負担を軽減し、作成しやすくするため、自筆遺言書に添付する財産目録は、パソコンで作成した目録や通帳のコピーを添付することで自筆遺言書を完成させることができました。

ただし、自筆によらない財産目録を添付する場合には、添付目録に署名押印をしなければならず、それにより偽造防止も図ることになります。

② 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

被相続人が一方の配偶者に生前贈与や遺贈を行った場合、この行為は被相続人が配偶者の長年の貢献に報い、被相続人死亡後の配偶者の生活の保障の趣旨で行われることが多いと思われます。しかし、これまでの相続法制のもとでは、贈与等の行為は、原則として遺産の先渡し(特別受益)であるとして取り扱われ、配偶者は相続にあたり最終的に取得できる財産は、贈与等がなかった場合と同じとなります。これでは、長年連れ添った配偶者に対する報恩と生活の保障を願った被相続人の趣旨に反することとなってしまいます。

そこで、婚姻期間が20年以上ある配偶者の方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地を遺贈又は贈与した場合については、原則として、計算上遺産の先渡しを受けたものとして取り扱わなくてよいこととなりました。

③ 預貯金払戻し制度の創設

被相続人名義の預貯金債権は、共同相続人の遺産分割協議が終了するまでは払戻しが出来ませんでした。そうすると被相続人の死亡後の当面の生活費や葬儀費用、相続債務の弁済費用等の金銭の工面が難しい場合が出てきます。この相続人の金銭需要に対応しながら、遺産分割における公平性を確保するため、預貯金債権の一定割合(金額による上限あり)については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払いを受けられるようになりました。また、預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件が緩和されました。

④ 遺留分制度の見直し

従来、遺留分が侵害され遺留分減殺請求権が行使されると、目的財産が不動産等であった場合、共有状態が生じていました。それが事業用のものであるとスムーズな事業承継に支障が生じてしまします。この共有関係が生じることを避けるとともに、遺言者の意思も尊重するため、遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求ができるようになりました。

⑤ 特別の寄与の制度の創設

相続人以外の者が被相続人の介護に尽くしても被相続人が何らかの手立てを講じていなければ、単なるただ働きとなっていました。そこで相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになりました。

令和元年度 兵庫県行政書士会東播支部役員名簿

役職名	氏 名	事務所	電 話
支 部 長	渡 邊 尚 樹	多可郡多可町加美区大袋204番地1	0795-36-0517
副支部長	村 上 周 造	西脇市西脇869番地	0795-22-1665
副支部長	上 井 秀 勝	加西市北条町古坂442番地の2	0790-42-8840
総務理事	野 間 清 史	小野市天神町80番地の511	0794-72-9339
会計理事	萬 浪 弘 三	小野市黒川町1718番地	0794-70-8634
理 事	竹 内 紀 子	加西市大内町807番地	0790-44-2788
理 事	藤 原 友 美	加西市玉丘町36番地の3玉丘ビル2階	0790-35-9920
理 事	橋 本 一 弘	小野市片山町1332番地の 1	0794-62-2377
理 事	徳 平 尚 幸	多可郡多可町中区曾我井35番地	0795-20-7089
理 事	横 山 壽 人	西脇市野村町1144番地	0795-21-1588
理 事	大 西 美津子	多可郡多可町中区曾我井673番地	0795-20-1356
理 事	増 田 和 英	西脇市西脇931番地の25	0795-22-0406
理 事	足 立 美 和	多可郡多可町加美区的場370番地1	0795-20-3893
監 事	鈴 木 隆 文	西脇市郷瀬町634番地の9	0795-22-5060
監 事	岸 本 憲 明	西脇市野村町1794番地の239	0795-23-2218
本会理事	村 上 周 造	西脇市西脇869番地	0795-22-1665

新入会員の紹介

おか だ はや と
岡田 勇人

事務所／兵庫県小野市市場町1202番地
TEL 0794-70-7782 FAX 0794-70-7785
平成25年11月1日登録

この度、神戸支部より東播支部に転入しました、岡田勇人と申します。
以前の事務所では、主に相続・遺言業務に携わっておりました。これまでの経験を活かし生まれ育った地元に貢献したいとの思いから開業いたしました。相続・遺言を中心に幅広い業務に取り組んでいきたいと思いますので、何卒、御指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

やま もと とよ とし
山本 豊年

事務所／兵庫県西脇市小坂町12番地の1
TEL 0795-27-9090 FAX 0795-23-2681
令和元年6月1日登録

この度、東播支部に入会させていただきました山本豊年と申し上げます。
行政経験を活かしながら、研修会等に積極的に参加しながら行政書士として第二の人生を歩みたいと思っていますので、ご指導をよろしくお願いします。

よし だ ひさ お
吉田 久男

事務所／小野市本町52番地9(株)朝日コンサル内
TEL 0794-63-7761 FAX 0794-63-6498
令和元年6月1日登録

この度、東播支部に入会させていただきました吉田久男と申します。
令和元年6月1日に行政書士に登録し、吉田行政書士事務所を開設いたしました。
永年の行政経験を生かし、主に農地転用、相続・遺言業務でお役に立てたらと思っております。何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。(加西市在住)



編集後記

今月号から2年間広報部を担当させていただきます。広報部にかかわったことがない状態からの出発です。どうぞよろしくお願ひいたします。

広報活動の出だしから予期しないことがあり、本当にたくさんの皆さまのお力に助けられ、なんとか「ぎょうせい はりま 2019年8月号」を発行することができました。広報部の伝統を大切にしながら、新しいことにもチャレンジし、より良い広報活動ができればと思っております。何卒温かい目でご指導ご鞭撻をお願いいたします。

(広報 大西)

東播支部会員動向 (令和元年7月1日現在)

会員数／80名
西脇市／23名・小野市／19名・加西市／13名
加東市／17名・多可町／8名

ぎょうせい はりま No.83

発行日／令和元年8月1日
発行人／渡邊尚樹
発行者／兵庫県行政書士会 東播支部
〒679-1332 多可郡多可町加美区大袋204番地1
行政書士わたなべ法務事務所内
TEL(0790)36-0517 FAX(0795)36-0519